

東京ゼロエミ住宅ロゴマーク使用規程の改正について

下記のとおり東京ゼロエミ住宅ロゴマーク使用規程（令和元年9月20日付31環地地第245号）を改正いたしました。

記

（1）商標登録に伴う著作物利用許諾の対象の明確化への対応

- 東京ゼロエミ住宅のロゴマーク（白黒）は商標登録をしており、利用許諾対象となるロゴマークは緑色のものとなるが、旧規定は白黒のものも許諾対象と誤認される恐れがあったため、関係規定を追加しました。

（2）助成制度拡充への対応

- 令和4年度より、蓄電池システムへの助成が追加されるとともに、各種リースが助成対象となったことから、ロゴマークを利用できる事業者にこれら事業を営む者を含めるなど、関係規定を追加しました。
- 助成金の交付を令和8年度まで行うこととなったため、利用許諾期間を令和9年3月31日までに変更しました。なお、旧規定にて使用承認を受け、令和5年4月1日以降も引き続きロゴマークを利用されたい場合、新しい取扱要領に基づき再度申請が必要となります。

（3）その他

- 著作物たるロゴマークについて取り扱うことを明確化するとともに、利用者にとって分かりやすい表現とするため、使われる用語等を全体的に見直しました。
（例）使用規程→取扱要領、（著作物の）使用→利用、使用承認→利用許諾
- 各規定の見直しをふまえ、申請書の様式を変更いたしました。

以上